

北海道告示第10257号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。
令和6年2月21日

北海道知事 鈴木 直道

(総務部所管分その11)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 私立高等学校等就学支援事業（学び直しへの支援） 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給期間の経過後も、卒業までの間、継続して学び直し支援金を支給することにより、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>私立高等学校等に在学する生徒等のうち、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日付け25文科初第1446号通知）第3条に該当し、知事の認定を受けた者</p>	<p>支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>総務第2号様式 総務第6号様式 総務第7号様式 総務第8号様式 総務第19号様式 別に指示する様式</p>	<p>総務第2号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総務部教育・法人局学事課</p>		